

企画競争実施の公示

令和2年6月30日

分任支出負担行為担当官中部地方整備局
静岡国道事務所長 篠田 宗純

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名
令和2年度 静岡国道管内景観形成等整理業務

(2) 業務内容

本業務は、国道139号の道の駅「朝霧高原」の利活用方策及び国道1号の道の駅「宇津ノ谷峠」の利活用方策の可能性の検討整理、並びに日本風景街道「ぐるり富士山風景街道」の推奨する富士山一周サイクリングルートと太平洋岸自転車道の連携方策の具体化に向けた関係者による意見交換の場の企画・準備・運営により、静岡国道管内における日本風景街道の取り組みを推進し、沿道の維持管理の円滑な推進及び景観向上を図り、地域のイメージアップと適切な景観管理に資することを目的とする。

(3) 予定履行期間
契約日の翌日から令和3年3月19日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 業務実績に関する要件
企画提案書を提出する者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有することを証明した者であること。

○業務実績（平成22年度～令和元年度）

- ・同種：静岡県内の景観形成等に向けた取り組み方針をとりまとめた業務
- ・類似：中部地方整備局管内の景観形成等に向けた取り組み方針をとりまとめた業務

3. 手続等

(1) 担当部局

〒420-0054 静岡県静岡市葵区南安倍2丁目8番1号

中部地方整備局 静岡国道事務所経理課契約係

電話：054-250-8901

FAX：054-252-5809

電子メール：cbr-keisdour@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年6月30日から令和2年7月20日まで、(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和2年7月20日16時 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、

電子メールによること。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。

(4) その他の詳細は説明書による。